

第20回国語分科会漢字小委員会・議事録

平成20年 1月 9日(水)
午前10時 ～ 12時25分
文部科学省・3F1特別会議室

〔出席者〕

(委員) 前田主査, 林副主査, 阿辻, 内田, 甲斐, 金武, 笹原, 杉戸, 武元, 出久根,
東倉, 納屋, 濱田, 松岡, 松村, 邑上各委員(計16名)
(文部科学省・文化庁) 町田国語課長, 氏原主任国語調査官ほか関係官

〔配布資料〕

- 1 第19回国語分科会漢字小委員会・議事録(案)
- 2 国語分科会漢字小委員会における審議について(案)
- 3 漢字出現頻度表 順位対照表(Ver.1.2)
- 4 候補漢字の選定手順について(案)

〔参考資料〕

- 1 国語分科会漢字小委員会における今期の審議について(平成19年2月2日)
- 2 第18回漢字小委員会における検討事項
- 3 『漢字出現頻度数調査(ウェブサイト)』(文化庁, 平成19年12月)

〔参考配布(委員限り)〕

- 候補漢字Sについての検討状況一覧

〔経過概要〕

- 1 事務局から配布資料の確認があった。
- 2 前回の議事録(案)が確認された。
- 3 事務局から, 配布資料2, 3, 4, 及び参考資料1, 2, 3についての説明があり, 説明に対する質疑応答の後, 配布資料2について意見交換を行った。なお, 本日の意見に基づいて必要な修正を行うこと, また具体的な修正については主査に一任することが了承された。
- 4 漢字小委員会の予備日としていた1月23日(水)には開催しないこと, また国語分科会総会は1月28日(月)の午前10時から12時まで, 文部科学省3F1特別会議室で開催することが確認された。
- 5 質疑応答及び意見交換における各委員の意見は次のとおりである。

○前田主査

平成17年3月30日に, 文化審議会に対し文部科学大臣から諮問があった。一つは敬語の問題, もう一つは情報機器の発達に対応した漢字政策の問題で, その二つを国語分科会で討議してまいりました。既に敬語の方は, 昨年2月の文化審議会で答申を出して認められておりますが, 漢字の検討は引き継がれていくことになっていました。

当然のことながら, 国語分科会に下ろされ, 漢字小委員会で討議することになりました課題は, 前期の文化審議会で認められた「まとめ」に従ったものになります。最近の

幾つかの会議で前までの過程のことがしばらくたって忘れがちになったのではないかというふうな感じもありまして、その辺が多少疑問の出されるようなところにかかわっていましたので、前とのかかわりから説明していただいた方がいいのではないかと思います、事務局の説明にその辺を加えていただいた次第です。

そういうことで、今回のまとめは当然のことながら、この漢字小委員会に課せられた課題を解決するという方向で来たわけですから、前のまとめに沿った形でありながら、その後議論を経て変わってきたところを含めた形のまとめになります。しかし、これは文化審議会で認められないと変わった形にはならないわけで、当然、常用漢字表に対して、どういうふうな改定を行っていくかということについての全体の御意見を反映させていくということになってくるかと思えます。そういう意味での案でございますので、その点をお含みおきいただければと思います。

○甲斐委員

配布資料2の「Ⅱ 新常用漢字表（仮称）について」の「1 新常用漢字表（仮称）の性格（1）基本的な性格」のところですか。現行の常用漢字表で「科学、技術、芸術その他の各種専門分野や、個々人の表記にまで及ぼそうとするものではない。」ということについて、今回は省くと先ほど言われて、その理由を言われたのですが、もうちょっとその理由を説明していただけませんか。省いたら、逆にそちらを縛るというような世間の反発が出るのではないかという心配があるものですから…。

○氏原主任国語調査官

甲斐委員がおっしゃったのは、「（1）基本的な性格」で列記されているところの2の記述ですね。「科学、技術、芸術その他の各種専門分野や、個々人の表記にまで及ぼそうとするものではない。」ここまでが常用漢字表の前書きに書かれている記述です。この部分は削除せずに、そのまま残します。ただし、常用漢字表で、例えば「歌舞伎」の「伎」が省かれているのは、専門分野である芸術の分野の用語だからということで、採用されていないんですね。でも、本当に専門分野の用語だと言っていいのかどうかというのは当然疑問に思うわけですね、一般の社会生活でも使われているわけですから。そういう実態を踏まえて、「ただし」以下を加えようというわけです。

ですから、改めて甲斐委員の御質問にお答えすると、まず最初の一文は省きません。その上で、現在は状況が変わってきているので、「ただし」の部分で、専門分野の用語であっても、一般の社会生活と密接に関連を持っているものは、この漢字表にある漢字を参考にしていただこうという趣旨です。現在は以前よりも専門分野というのが閉じた世界ではなくて、科学などにしても一般の社会生活と密接にかかわっているわけです。ですから、そういうことで、漢字ワーキンググループでも議論して、「ただし」以下の波線の部分を付け加えた方がいいのではないかと判断したという、そういう提案です。

○甲斐委員

付け加えることによって、そういう分野の人からの反発はないと考えていますか。

○氏原主任国語調査官

そこは分かりません。ですから、反発が予想されるのであれば、これは飽くまでも案ですので、「ただし」以下のところは削除しましょうとか、その辺の御意見を頂きたいということです。

○甲斐委員

私は、波線部分があるのは賛成ですけれども、いざというときには消すということであれば結構です。

○笹原委員

今のところに関係するので伺いたいですけれども、参考資料3でウェブサイトの漢字出現頻度数調査の御説明を頂きまして、情報化時代の漢字使用ということで、とても大切な資料だと思います。これに関して、冊子の2ページを拝見しますと、一般ブログというものからニュース記事に至るまで幅広くデータとして取ってくださったということがあるわけです。けれども、一般ブログというものがここでいう「個々人の表記」というものとかかわるのかなという気が多少しております。

実際にウェブサイトの表外漢字ですと、第1位に「俺」なんていう字が入っているということで、今までの漢字調査と相当性質の違う文字使用、これも一つの社会の実態ということで貴重だと思うんですが、第7位に「嬉しい」とか、第10位に「凄い」という字が入ってくるということで、ニュース記事のような、新聞、放送など、「(1)基本的な性格」の1番で規定されているもの以外のものが混ざっている資料だという性質を確認させていただきたいということが一つです。

もう一つ、ウェブサイトに関連して、冊子についている「表外漢字の出現順位」の25ページを見ておりましたら、表外漢字の48位に日本語としてはどういうときに使うんだろうと思うようなものが出ています。それから73番ですね。これは中国語としての文字使用が少し混ざっているのではないかとおぼしきものが幾つかあります。ほかにも何文字かそういうものがあるということで、確認なんですけれども、日本語のウェブサイトだけを調査されたという理解でよろしいかということです。

○氏原主任国語調査官

二つ目の方から申し上げますと、日本語のウェブサイトだけだと聞いています。ただ、一般ブログについては、一つ目の御質問とかかわりますけれども、比較的公共性の高いものを選んでいるということは聞いておりますが、個人的な表記という要素が入り込んでいることは間違いないだろうと私も考えています。ですから、一つ目の御質問につきましては、おっしゃるとおり個人的な要素が入っていることは確かだと思います。ここで「一般ブログ」と言っている、その具体的な中身や名称については理由があって明かしてもらっていません。それで、凡例には「一般ブログ」としか書けないわけです。

御指摘の漢字などは、データAの方も、一般ブログが資料として入っているために、さっき見ていただいたようなアスキーアートで使われた漢字が入っている可能性もあるんですね。ただ、ある面から言うと、これがこういう範囲で調べたウェブサイトの本当の漢字使用の実態なんだということは言えるように思います。

○東倉委員

今のことに関連して。ウェブサイトから自動的かつ定期的に情報を取ってくる場合に、クローリング(crawling)ということをやりますね。情報の内容にまで立ち入ると著作権法や個人を特定する情報にかかわる可能性があるため、「ブログサイトの範囲」としか一般的にものと言えないんだということは、今おっしゃったとおりだと思います。

○氏原主任国語調査官

今のはすごく大事な点だと思います。また、文化庁には著作権課という課もあるもの

ですから、著作権という観点からも、特に問題はないということは確認してあります。このデータは、漢字だけを文脈から切り離して調査していますので、全く文脈が分かりません。著作権が生じるのは、そこにその人固有の考え方が、文脈（文字列）によって表現されているというところが、その核心なわけですが、漢字だけをばらして調査していますので、そういう問題はないだろうということです。

○東倉委員

それから、質問ですけれども、ウェブサイトの情報は、漢字ワーキンググループではどのように使われているのかということです。順位に陽に入ってきているようではないわけですけれども、いわゆる情報機器の普及と漢字使用ということが諮問上大きくかかわってくるので、ウェブサイトで取ったデータが部分的にでも生かされれば、こういうことに対して、ダイレクトにこたえられると思うんです。ウェブサイト情報をどう使うかということは、十分考慮の余地があると思います。

○氏原主任国語調査官

今、東倉委員がおっしゃったことは配布資料3と関係します。配布資料3は、先ほど申し上げましたように、凸版（3）の調査に基づいて順位が付けられています。その横に、読売新聞、朝日新聞に御協力いただいた最新の新聞の調査と、東倉委員に御指摘いただいたウェブデータ、それから、凸版（3）の第2部というのは、教科書のデータですが、これは非常に重要な要素だと思っていますので、これらのデータを一覧できるように作成してあります。それで、漢字ワーキンググループで検討する場合は、ウェブデータでどのくらいの頻度があるのかということも1字1字確認しながら作業を進めています。ですから、そういう形で今後も参考としていきたいと考えております。

○杉戸委員

2点お聞きします。

1ページの1の「（2）情報機器の普及と漢字使用」の3行目に「「読む行為」については、基本的にこれを支援するものではない」と。その「基本的に」というところはもう一工夫あっていいんじゃないかという気がしました。これはかつて東倉委員がおっしゃったことに関係するんだろうと思うんですけれども、情報機器が視覚とか、聴覚の障害を持った方たちを支援するためにいろいろな使われ方をしている。その中で、「読む行為」についての支援も結構やっている。さらに、今後はそれは福祉の世界では強められるだろうということ踏まえると、「基本的にこれを支援するものではない」という言い方がちょっと気になったということです。一切そういうことはあり得ないとか、基本的にそういうものではないんだとか、そういうふうに読まれてはいけないと思いました。だから、難しいんですけれども、代案がないまま指摘だけさせていただきます。

もう1点は、2ページの2の「（1）JIS漢字についての考え方」の最後のところです。三つのパラグラフから成っていて、三つ目は参考資料1にはなかったくんだり、追加されたと思うんですが、最後のところで「情報機器に搭載されている多数の漢字を使いこなしていくという考え方」とある。ここでちょっと気になったのは、野放図に、あるいは非常に頑張って使いこなさなきゃいけないんだというふうに読まれそうな文面に読めたことです。「多数の漢字を」の後ろに、「適切に選択しつつ」とか、「選択」という絞り込む姿勢が必要なんだということを書き加えて、「使いこなす」という姿勢をはっきりさせた方がいいのではないかというふうに思うんです。これは非常に重要なポイントだと思ったので、あえて申します。その2点です。

○前田主査

「基本的に」とあって、後に打ち消しがあるから、ちょっとその辺りが問題かもしれませんね。事務局としては、いかがでしょうか。

○氏原主任国語調査官

ここをどういうふうを書くかというのは、この漢字小委員会で決めていただく必要があると思います。今、この部分に「基本的に」と入っているのは、「読む行為」についても、例えば、読み上げソフトなどはあるんだけどもというような含みで、こういう書きぶりになっているんですが、ここのところはどうしたらよろしいでしょうか。

○前田主査

「基本的には」と「は」を入れたら、どうでしょうかね。

○東倉委員

「一般的に」でもいいでしょう。

○阿辻委員

私、全盲の方の電子メールを見せていただいたことがあるんですが、ものすごく役に立つソフトのようなんですね。ですから、特定の領域において目覚ましい進歩があるということをつけ加えておけば、「支援するものではない」という否定で終わるところも少しいじる必要があるでしょうけれども、いいのではないのでしょうか。今のように書いてあると、例えば視覚障害者の電子メールソフトの努力を全く無視しているように読まれてしまいます。そういう領域においてはものすごく大きなサポートがあるみたいなんですね。それはそれとして、一般的な日本語の読み書きの環境においてはそれほど活用されてはいないと、その辺りの書き方は難しいだろうとは思いますが、肯定的な要素は加えるべきだろうという気は致します。

○甲斐委員

1 ページの 1 (2) の第 1 文を読みますと、後半が「読む行為自体は情報機器の普及によっても基本的に変っていない。」と「基本的に」とあって、その後の第 2 文でもまた出てきたなという感じがあるんですね。

先ほど「一般的に」と言い替えられたのは良いと思います。あるいは「根本的に」というような言葉に言い替えれば、このまま通るような気がします。

○東倉委員

電子メールソフトの読み上げというのは、視覚障害者だけではなくて、音から聞いた方がいい場合、携帯電話とか、いろいろなもので電車の中で字を見るのが見づらい場合とか、音から聞いた方がいい場合があるということで、今後、場合によっては視覚障害者だけではなくて、一般への普及も考えられるというようなソフトだと思います。

○松岡委員

これは飽くまでも言い替えなわけですよ。別の言い方をすればということになっているので…。それに肯定的にした方がいいということだから、逆にしてしまっているんじゃないかと思うんです。例えば、「情報機器が一般的に支援するのは、「読む行為」

よりは「書く行為」である」というふうになれば、どちらかを否定したということにはならず、いいのではないか。今のままだともしかしたら、それが“in other ways”ということではなくて、違う問題を出してしまったように受け止められてしまうというおそれがあるわけだから、そういうふうにすると解決するんじゃないかと思います。

○林副主査

今までの議論をお聞きしていて気になるのは、いわゆる「読む行為」ということと、音声化ということ、つまり文字を音声化するということとはちょっと性質が違うということなんです。例えば、視覚障害がある方のために音声化するという行為は確かに「読む行為」を含むけれども、これは耳でとらえるための機器です。一方、「読む行為」、特に健常者の場合は、黙読というように、必ずしも音声化を意味しません。文字言語というのは最初から音声化することを前提にしていなかったことが圧倒的に多い。新聞、雑誌等、それを読むというのは、必ずしも音声化しておりません。もし障害者のために開発された器具のことまでも考慮に入れ、かつ、そこに差別的なニュアンスが全く出ないようにするとしたら、その辺りを整理しながらきちっと書かないと、いろいろな問題が残る可能性がある。

私は、これを見ていて、もっと明確にせよという御意見が生じることは承知の上で申しますと、かぎ括弧を付けた「読む行為」ということ自体に、そういうインプリケーション（implication）を感じてもらえれば、通常理解をしていただけるのではないかと思います。そういう点から申しますと、そのパラグラフの1行目に戻って、「「読む行為」自体は」と最初に出てくる「読む行為」というところにも、かぎ括弧を付けた方がいいかもしれないということはあるだろう。少なくとも混乱を避けるために確認しておかなければいけないのは、音声化ということと、読むということとは同一ではないということだと思います。

○甲斐委員

私は、その下を読んだら、この文章はこれで十分通っているように思いました。というのは、5行目に「その意味で」というのがあって、「その意味で」というのは第1文も受けているわけですね。つまり、第2文を括弧で包んでしまっても読む行為は基本的に変わっていないと…。その意味で、「「読み手」に配慮した「書き手」になるという注意深さを求められる」と、ここへ大きく続くわけです。したがって、この3行目のところの「基本的に」というのは、先ほどのように「一般的に」とか言い替えてもいいけれども、この形のままで行けるのではないかと私は思いました。

○杉戸委員

林副主査がおっしゃった音声化することだけが「読む行為」ということではないというのは賛成なのですが、音声化すること以外の「読む行為」も情報機器は結構支援しているし、今後もっと支援するようになっていこうと思うんです。例えば、読み方の分からない漢字を手書きでパソコンに入れると読みがずらっと出てくるというサポートをしてくれるわけですね。それもあっていこうということを含めて、先ほどは視覚障害あるいは聴覚障害ということのを例に挙げてしまったので、そこに議論が集中しましたが、いずれにしても細かな点ですので…。

○前田主査

どうでしょうか。変えた方がいいという意見もあって、幾つかの候補が出ました。

それから、このままでも意味が通るのではないかという御意見もあって、どうしようかということですね。

○甲斐委員

3行目に音声化などの問題を入れると、5行目の「その意味で」以下の「注意深さが求められる」という書き手の漢字使用への注意が死んでしまいますね。だから、ここはこの形で明快だと私は思います。

○内田委員

最初の「読む行為」のかぎ括弧は入れない方がいいのではないのでしょうか。「書記環境は大きく変わったが、「読む行為」自体は」とかぎ括弧を付けるにしても、甲斐委員の言われるように、このままでよく分かると思います。

○前田主査

そのところはそういうふうな意見が出ましたが…。

○金武委員

確かにどこに重点を置くかということで、先ほどおっしゃったように順番を変えるのもいいと思うんですが、例えば少し弱めるのであれば、「書く行為」を支援するが、「読む行為」については、「書く行為」ほどの支援はしていないとか…。基本的にその後が続くということを考えますと、ここで言っているのは、「読む行為」についての情報機器というものは、音声化とかいろいろありますけれども、難しい漢字が出てきたときに意味をすぐ解説してくれるというふうにはなっていないということですね。ですから、そこのところが分かればいいのではないかと思います。

現在のところ、「読む行為」については、「書く行為」ほど便利にはできていないというようなニュアンスがあれば、後に、「書く行為」の方で難しい漢字をどんどん使われては困るということが出てきているわけですから、それが分かるような文脈になればいいんじゃないかと思います。

○納屋委員

先ほど林副主査がおっしゃったことは、私にはとてもよく分かるんです。今、議論になっているところが、「書く行為」と「読む行為」というふうに対立するところに問題点があるように思います。このところ、「別の言い方をすれば」のところから、その2行下の「その使用が一般化した時代の」の前までを抜いてしまうと、きれいに文章は通っているように思います。

ここで言いたいことは、情報機器の普及、そこにおける漢字使用ということをお願いのだと思いますので、その部分、杉戸委員もおっしゃっていただけですけども、そのところを危ないとするなら、それを全部取ってしまうと、きれいに文章はつながっているように思います。かぎ括弧にされればもっとよく分かるところなんですけれども、前の方が「書記環境は大きく変わったが」という言い方をされているので、この場合、取ってしまうと、かぎ括弧がなくても通るように思いました。

○金武委員

最初の2行で、「書記環境は大きく変わったが、読む行為自体は…基本的に変っていない」ということを言っているわけです。その後、今、問題になっているのは、「別

の言い方をすれば」ということで、それを解説しているわけですね。その解説がいろいろ問題があるのであれば、ここは削って、「情報機器が普及し」のところに行ってもおかしくないと思います。

○前田主査

そうすると、「別の言い方をすれば」から「支援するものではない。」までを取るということになりますか。

○林副主査

全体の文脈から見ると、第1文は「読む行為自体は情報機器の普及によっても基本的に変っていない。」と、この述語のところは、どうしてもそこに焦点がまいます。ここで本当に言いたいのは、「書く行為」の支援が非常に大きくなったということなんですね。そこをはっきり焦点化しないと、後に文脈が続かない、そういうような文にしなければいけない。

こういうときの方法の一つは、「読む行為」については1文で触れたので、「読む行為」については、基本的にこれを支援するものではない」、この部分を削っちゃう。要するに、「読む行為」自体は情報機器の普及によっても基本的に変わらない」の後、もし御異論がなければ、「すなわち、情報機器は「書く行為」を大きく支援するようになった」とか、そういうふうにして続けると今の点は少なくとも7、8割クリアできると思うんです。

○前田主査

いかがでしょうか。そういうふうな文面にさせていただいてよろしいでしょうか。それから、杉戸委員のもう一つの意見のところはどうでしょうか。

○金武委員

2ページの(1)の最後は、杉戸委員のおっしゃるとおりで、「多数の漢字を使いこなしていく」というところに、「多数の漢字を選択して」とか何か、この「使いこなしていく」というのは、多数の漢字を使えばいいということではないということが分かるようにした方がいいと思います。

○甲斐委員

さっきおっしゃったのは、「適切に選択しながら」でしたか。

○杉戸委員

「選択しつつ」と言いました。

○甲斐委員

「選択しつつ」、それに賛成です。

○前田主査

それでは、そのところはそういうふうに変えていただければと思います。

○内田委員

ちょっと引っ掛かったところがございます。(1)のところですが、「文字言語によ

る伝達を分かりやすく効率的にすることができ、」、これは読むことを言っているわけです。「かつ表現そのものの平易化にもつながる」、 「かつ」でこの「平易化」という言葉がつながっているのかどうか。一つ媒介にしているのは、同時に意味が分かる、絵的に処理できるということで、処理の負荷が節約されるという意味であって、耳で聞いたときに漢字を多く使った文章というのは、とても聞きにくいということがございまして、「平易化」をここに並べていいのかなというのにちょっと引っ掛かったのが1点でございます。

それから、同じような文字遣いのところで、2ページ目のところです。これも小さなことなんですが、文章によって非常に多く漢字を使う人と、漢字は仮名の中にポイントとして入れていこうとするタイプの方とあって、「多用化」というのが多く使うという意味で、多く用いるんですが、もう一つ「・(中点)」で「多様化」、使わないことも含めて、様々な使い方をする、「多い様の化」というのを一つ加えるというのはいかがでしょうか。文章としては美しくなるかどうか分かりませんが、ここのところがちょっと引っ掛かったところでございます。

一杯あって申し訳ありません。4ページの、先ほど甲斐委員も指摘されたところですけれども、(1)の2の波線のところ、これは非常にいいと思ひまして、これを入れていただくのはいいと思います。この後の最後のところで問題として残された常用漢字の定義という、7ページ目の(4)の「出現頻度数を基本とするが、」の次に、「出現頻度数が低くても、」と入れたらどうか。要素としては三つあると思うんです。「文化の継承」、「公共性の高さ」、「社会生活との密接な関連、関連の度合い」、こういうような三つの度合い、これは質ですよ。これらを考慮して、常用漢字の中に含めていくというようなことで、「出現頻度数が低くても、」と入れたらどうか。この部分は、二つの軸が入っていて、量と質の両方が言われているのではないかと思うんです。質の面も考慮しているわけですから、入れても、それは矛盾してないだろうと思います。

○前田主査

それでは、今の御指摘に事務局から何か補足していただけますか。

○氏原主任国語調査官

最初の御指摘について少し補足します。1ページ目の「かつ表現そのものの平易化にもつながる」というところです。これについても、この後でどういうふうに修正したら良いか、御意見を頂きたいと思ひます。こういう形になっている経緯は、常用漢字表に従った表記をすることで、お互いが知っている「広場の言葉」として、つまりこの範囲だったらみんなが分かる漢字集合というのが、常用漢字表の基本的な性格なわけですが、それはある面で言うとみんなが知っているわけですから、伝達は分かりやすく効率的になるんですが、同時にこの範囲の漢字で処理していこうとすると、これも前に杉戸委員から御指摘のあったことですから、そこからはみ出た難しい漢語などを使って表現するということを避けざるを得ない、そういう議論があつて、小委員会の皆様も御賛成のようでしたので、「表現そのものの平易化」と、ここに書いたわけです。

ただ、ここでこういうふうに「平易化」とつなげることがいいかどうかについては、内田委員がおっしゃったとおりだと思ひます。今申し上げたような議論を経て、ここをつなげて書いているんですけれども、この書き方でいいのか、あるいは分けた方がいいのか、その辺りについて御意見をいただきたいと思ひます。

○内田委員

今の御説明を伺ってよく分かりました。そうすると、下の（２）にある「「読み手」に配慮した「書き手」になるという注意深さ」ともつながってきますよね。

○氏原主任国語調査官

はい。ただ、もう少し補った方がいいでしょうか。

○内田委員

「かつ」と並列的に並べてしまうことにちょっと抵抗があったのですが、今のような深い背景があったとすると、なるべく短く記述した方が分かりやすいので、私はこのままでいいと思います。

○杉戸委員

４ページの今話題になっている「ただし、専門分野の語であっても」というアンダーラインの部分ですが、これは割に限定的な書き方に抑えてあるというふうに読んだんですね。「…語であっても、一般の社会生活と密接な関連を持つものは」と、飽くまでも単語レベルで考えようとしているわけですね。そういう理解でいいんですね。つまり、専門分野の専門用語、専門語について、それが一般社会に関係を持つようになっていくことが予想される場合は、新常用漢字表の範囲でということですよ。

繰り返しますと、単語レベルの話として絞り込んでいらっしゃるということでしょうか。つまり、もうちょっと広げて、専門分野であっても一般の社会生活と密接な関連を持つ場合は、この表を目安にする、そういう広げ方もできると思うんですが、そこまでは行き過ぎだというお考えあるいは議論があってかどうかということですよ。

○氏原主任国語調査官

今、杉戸委員が御指摘くださったとおりです。余り広げて書くと、最初に甲斐委員からもお話があったように、反発されるんじゃないかという議論があって…。ですから、非常に遠慮しながら書いているんですね。確かに「語」を取って、「専門分野であっても」と広げることができても、まだ漢字小委員会の中で、そういう共通認識ができていないので、こういう言い方になっています。

杉戸委員のお考えとしては、「語」を取って、「専門分野であっても」というふうにはっきりと打ち出した方がいいということでしょうか。

○杉戸委員

精神としてはそうなんですが、真ん中の「一般の社会生活と密接な関連を持つもの」というのが規定しにくい、あるいはイメージしにくいと、そういう気がするんですね。それが結局、法令・公用文書・新聞・雑誌・放送などという範囲に、そういう書き言葉のグラウンドに専門用語が顔を出す場合には、とそういうふうになるんですね。

○氏原主任国語調査官

そうです。

○杉戸委員

そういうことであれば、「語」と置いても同じことだということになりますね。なので、気持ちとしては「語」も取り払い、「持つもの」は「持つ場合」にする、そういう精神を持ちたいと思うんですが…。ここでは１，２，３，４，５とあるうちの１が基本

であって、2はその次のところですね。

○氏原主任国語調査官

そうです。2の「一般の社会生活」というのは、1の「一般の社会生活」と同じものを受けているわけですね。

○杉戸委員

2の更にただし書きですから、絞り込んでおいた方がより分かりやすい、そういう姿勢が示せるだろうということで、念のため確認したということです。その場合、「この表を参考にすることが」というのは、やっぱり「参考」なんですか。

○氏原主任国語調査官

漢字ワーキンググループでは、「参考」がいいだろうと判断したのですが…。最終的には、そこもここでお決めいただくことですので…。

○杉戸委員

これも「目安」でいけないんですか。

○林副主査

今のところ「参考」とか「目安」とかとおっしゃったのは、非常に微妙だけれども、大事なところだと思います。

○杉戸委員

1が「目安を示すもの」ですよ。そうすると、やっぱりこれも「参考」ではなくて「目安」の方がいいのかと。「目安」と「参考」と、どう違うかという議論がまた出てくると思いますので…。

○氏原主任国語調査官

「参考」としたのはやはり遠慮した書き方なんです。参考にしてください、その結果そうしなくてもいいんですよ、というニュアンスを出したかったということなんです。「目安」というと「参考」よりは強くなるわけですね。「参考」にしても別にそうしないというのはよくあるわけですが、「目安」となると、「参考」よりはそれに義理立てしないといけないというニュアンスが出てきますよね。ここは林副主査のおっしゃったように大事なところですので、ここでどちらを採るか決めていただきたいと思います。

○杉戸委員

常用漢字表の時に、「目安」という言葉を選ぶ、その由来というか、その沿革について、その当時、「目安という言葉について」という林大先生の文章があって、その中に「参考とか別の類義語と対比しながら目安を選んだ」と、そういう記憶がかすかにあるんですね。そこで、それを踏まえた新常用漢字表だという精神が続いているとすれば、「目安」と「参考」を二つ並べるのは得策ではないと思いますが、いかがでしょうか。

あの当時、常用漢字表で選ばれた時に与えられた「目安」という意味で、「目安」を使う。ですから、これは「参考」とは違うということです。私の意見を言えば、「この表を参考とすることが」というのを「目安とすることが」とした方がすっきりするのではないかと思います。

○氏原主任国語調査官

先ほど見ていただいた『国語関係答申・建議集』の224ページを御覧ください。その下の方の（注）が、杉戸委員がおっしゃった林大先生の文章のエッセンスを反映したものです。小さな字で書かれていますが、常用漢字表の性格を制限的なものではなく、一般の社会生活における漢字使用の目安となるものとしたが、この「目安」の趣旨を補足すると、次のようになるということで、「①法令・公用文書・新聞・雑誌・放送等、一般の社会生活において、この表を無視してほしいままに漢字を使用してもいいというのではなく、この表を努力目標として尊重することが期待されるものであること。」「②法令・公用文書・新聞・雑誌・放送等、一般の社会生活において、この表を基に、実情に応じて独自の漢字使用の取決めをそれぞれ作成するなど、分野によってこの表の使い方に差を生ずることを妨げないものであること。」というふうに書かれています。

○前田主査

その点ではここも「目安」でもいいのかもかもしれませんね。前の時には、この「目安」という語に対して、後から随分議論というか、意見が出たようですが…。

○林副主査

私も、杉戸委員のおっしゃったことは、最後まで我々もこだわる必要のある問題だと思っております。ただ、今ここで直ちに解決しなければいけないかというと、必ずしもそうではないということと、もう一つ、これをきちっと説明できるようにしておくにはある程度議論が必要だということがあります。これは、資料2の7ページの最後の問題にかかわってくると思うんですね、「常用漢字の定義」及び「新漢字表の名称」というところです。それも関連しますので、暫定的にここではどちらかにしておいて、最終的に答申をする時にここをきちっと詰めてやらないといけません。

そういうことで言うと、原案は二重に気を遣っているわけです。さっき氏原主任国語調査官がおっしゃいましたように、「目安」に対して「参考」というのは気を遣われたと。それから、最後に「望ましい」という言い方で更にこれを和らげているということがございますので、「目安」にしても、「望ましい」というのがあるから、特に問題は生じないというのが一つの立場です。けれども、特に専門用語の場合にはそれとはまた少し規定の仕方が異なるという点で、暫定的に「参考」としておいて、最後に「目安」で統一しちゃっていいのかどうか。あるいは、もっと別な言い方があるのか。それは、新常用漢字表の性格や名称の議論の中で、あるいはそれと並行しながら考えていって、最後にきちっと詰めるということだと思います。こういうのは外に示す場合には、キーワードになる場所ですので、御指摘の点はこれから我々も気を付けなければいけない点かなと理解いたしました。

○前田主査

そういう点で言えば、このままにしておいて、この点は非常に問題の残るとするか、考えるべき問題であると…。次期以降、最終的にまとめる時までには決定していただくということによろしいでしょうか。

○武元委員

6ページの（イ）の、「書ける」の問題なんですけれども、トリビアル（trivial）なことかもしれないんですが、③の「書ける」と「情報機器を利用して書く」の「書く」

は、意味が異なっているんじゃないかという気がするんです。

一連の流れの中で両方に、「書く」、「書ける」という言葉を使わない方がよろしいのではないかと思ったんです。つまり、情報機器を利用すれば使うことができる漢字という意味合いですよね。ところが、その前の方で「手書きの文字」、つまり手で書けるというのは字形をきちんと把握して書くことができるという意味合いですので、ここではぐらかされたような気に私はなったんです。私だけの感覚かもしれませんが…。

○氏原主任国語調査官

今の御指摘は、例えばどんなふうに直したら…。

○松村委員

私もそこがずっと気になっていたんです。「情報機器を利用して」を使うから、「書く」になるんだなと思ったんですけれども…。「書くことができる」というのは、手書きで書くから、「書くことができる」ということなんだろうなということはずっと疑問に思っていました。直せるなら、「情報機器を利用して書くことができればよい漢字」を「情報機器を利用すれば使える漢字」というふうにさせていただけたらなと思います。

○前田主査

この辺りのところはいつも文に苦勞するところですね。

○氏原主任国語調査官

ここは大事な点ですね。つまり、これまでの常用漢字、準常用漢字の議論の時にも、これはずっと底流に流れていた問題です。「書く」という動詞を使った場合、これまでだと、「書く」＝「手で書く」ということでした。もちろん活字にするというのは別にしてですが。ただ、今は手で書くのと同じような意味合いで、情報機器を利用して打つというか、書くことができる。

つまり、「書く」という言葉の意味内容がある面で言うと重層化されてきているわけですね。これまでだったら、「書く」＝「手で書く」だったのが、そこに「手で書く」のと同じ意味合いで「キーを打つ」という行為が重なってきているので、「書く」という同じ言葉を使っておいて、同じ「書く」でも意味内容が違うというふうに示した方が分かりやすいのではないかという考え方があって、今の文章は、その考え方で記述してあります。一方で、実態とすると情報機器を利用して書くというのは何か変じゃないかというのも当然ですよ。それは、もともと「書く」という言葉が、「手で書く」というのと、ほとんど同義で使われていたという経緯があるからですね。こちらの考え方で言うと、＜情報機器を利用して使うことができればよい漢字＞となるんですが、「情報機器を利用して使うことができればよい」というのは、一体何なのかといったときに、準常用漢字というのは「読めて分ければいい漢字」ということで、「書ける」という要素が初めは入っていなかったんですね。でも、コミュニケーションということを考えると、「書ける」という要素がないのはおかしいという御指摘があって、どちらも「読めて分かって書ける漢字」としたわけです。

ただし、その「書ける」の中身が違うんだということで、今のように、一方は「手で書ける必要がある」とし、もう一方は「機械の助けを借りて書ければいい」という表現になっているわけです。ですから、「書ける」という語の二重性をむしろ利用しようという考え方に基づいて、こういう記述になっているんですが、この辺りの議論の経緯を知らない方から見ると、今の御意見はもっともだと思いますので、ここはどういうふう

に直したらよろしいかということをお聞きしたいんですが、いかがでしょうか。

○納屋委員

私もこのところはすごく気にしていたところです。＜情報機器を利用して文章を書くことができればよい漢字＞という、漢字の方から言っているのではないんですけども、文章を書くという意味では分かることだと思っているんです。これは大変大きなことであって、漢字だけを取り上げればいいという問題ではなかったような気がしております。昨年12月にOECDの学習到達度調査(PISA)が出て、15歳生徒の2006年の状態について事務総長が言っている指摘は非常に厳しいものと私は受け止めているんですね。その中で、「日本の15歳生徒は、文章情報を取得し、処理し、統合し、評価することが最大の課題である」という指摘をしているわけです。ここに基づいて指導要領も改訂しようという動きになっているところで、漢字だけを取り上げると、語のレベルで取れるんですが、そうではなくて、文章を書くのに活用できる漢字が使えるという意味なんだと私は思っています。言葉としてきちんと収まっていないんですけども、そういう趣が出るような表現にさせていただくのが一番ふさわしいかなと思っています。

○前田主査

小さく考えると、差し当たってということですけども、「書く」という言葉の意味が変わってきているというところに問題があるわけですね。その点では、例えば、項をまとめるとか、表現を変えておくとか、根本的な問題のところを今ここで議論しないで済むかなという感じもするんですが、いかがでしょうか。

○武元委員

配布資料2の中で「書く」という言葉を拾い出してみたんですけども、前半部分は大体「文章を」というふうになっている。だから、それをいじっちゃうと、前半部分が混乱してしまうのではないかなと思うんです。つまり、結論的には「手で書ける」というところを限定した方が手っ取り早いのではないかなという考え方です。

○松岡委員

私も、同じことを申し上げようと思いました。「手書き」ということを特定すれば、文脈から「書く」という行為そのものが手書きと情報機器を使って打ち出すということが同時に表現できる。現に私も「原稿を書く」と言いますが、それは自動的にパソコンを使って書くということですので、それこそ今ものを書いたり情報を発信したりするという人間たちの行為はそれを包括していると思うんですね。ですから、かえって「手で書く」ということを特定して、武元委員のおっしゃるようにすれば、解決することではないかなと思います。今、ここ全体を読んでもそれが同時に入っていると思います。

○甲斐委員

私もこのままでいいと思います。というのは、「書く」というのが、鉛筆やペンで書くということを表すのではなくて、作文とか文字を書き表す、自分の思いや考えを書き表すというのが「書く」ことですから。特に、ここだけ別の言い方をしなくてもよいと思っています。

○前田主査

それでは、大体そういうところでよろしいでしょうか。

○松岡委員

そうすると、カギ括弧ではなくて、対句になっているので、両方、＜ ＞の括弧にそろえた方が対句になりますね。「手で書くことかできる必要のある漢字」の「」を＜＞の括弧にした方がいいと思います。

○松村委員

参考資料1を見ると前期のまとめにも既に出ていることなので、今更という気がするんですけども、最初に御説明を頂いたところで、私も了解しているのですが、配布資料2の5ページの①のところ。「教育等の様々な要素はいったん外して、とにかく日常生活でよく使われている漢字を漢字出現頻度数調査によって機械的に選ぶ」、このことは前期の漢字小委員会でも既に了承していることなので、これで了承はしているんですが、了承の前段階として、義務教育における学習上の負担を過度にはしない、2000字ぐらいが限度だという共通認識はこの場ではあったということで御説明も頂いていると思うんですね。

そのことについて、現段階の共通理解については、このまとめの中にはどこにも書かれていないということがちょっと気にはなるんです。それがもしかしたら、「いったん」という言葉の中に含まれていることなのか、それとも、その前の段階で教育等への影響ということは踏まえているけれども、様々な要素はいったん外してというふうに、一言付け加えられないかということを考えてんですけども、いかがなんでしょうか。

実際には、前のところで了解されていることなので、「いったん外して」の「いったん」には、そういう義務教育への配慮もあるということとは共通理解しているんだということを、この言葉に込めているというなら、それで既に通っていることですから、仕方がないなと思うんですが…。

○氏原主任国語調査官

学校教育のことを考えると2000字ぐらいが限度だろうというのは前期からずっと出ていて、この漢字小委員会の共通認識になっていると思います。

○松村委員

なっていますね。

○氏原主任国語調査官

それがここに書かれていないことの理由は、以前にも何度か議論があったと思いますが、国語分科会が学校教育の中身を直接議論する場ではないという位置付けがあるためです。学校教育についてこうだということを書くことは、ある面で学校教育を縛ることになるわけです。そこで、漢字小委員会では、「学校教育については、直接議論する場ではないが、非常に大事であり十分配慮する」という形で了解されていたと思います。

確かに、学校教育では、今の漢字数である程度限界であろうということは共通認識になっているんですが、例えば「学校教育では2000字ぐらいが限界だろう」と書いたら、学校教育で扱うべき漢字指導の内容を縛ることになります。それで、余り直接的な表現はできないだろうということも基本的な考え方として確認されていたと思います。

ただ、ここに書かれている「いったん」の意味合いということでは、今おっしゃったように、「いったん外して」ということですから、機械的にまず選んでしまおうということ。そうしないと、具体的な作業ができないのではないかとというのが東倉委員の

昨年の御提案だったと思うんですね。漢字小委員会でも「じゃ、そうしましょう。」ということになって、「いったん」ということになっているわけです。最終的に絞り込んでいく段階で、教育を含め様々な要素を勘案して絞り込んでいくというのが、ここでは明文化されていませんが、漢字小委員会での了解事項だったと思います。

○甲斐委員

今の氏原主任国語調査官の発言にちょっと気になるところがあります。それは、平成16年の答申「これからの時代に求められる国語力について」は、学校教育にもものすごい踏み込みをしているんです。特に常用漢字についても、「小学校6年までに常用漢字の大体が読めるように、現在の「漢字学習の在り方」について検討することも考えたかどうか。」ということを書いて、それ以外にも書いている。今度の学習指導要領はこれを受けているんですね。したがって、国語分科会が学校教育に対して遠慮すべきだというのは私は賛成しないんです、既にかなり入り込んでいますから。

今回のこれもいったん外した。そして、考えるけれども、学校教育についてはうんと考えていただかないといけないように私は思うんです。そのために、今、小・中・高校の先生の代表がここにも参加しているわけです。後は、初等中等教育局にお任せというのでは立場がないのではないかと思います。

今、読んだのは『国語関係答申・建議集』の449ページの上にある〈漢字指導の在り方を考える〉というところです。

○氏原主任国語調査官

一点だけよろしいですか。今、甲斐委員がお読みになった『国語関係答申・建議集』の427ページを御覧いただくと、「これからの時代に求められる国語力について」の諮問があって、その理由が次の428ページに書かれています。この冊子では、「文部科学大臣諮問理由説明」というのが省略されてしまっているんですが、そこには428ページの理由よりももっと詳しく、どういう観点からどういうことを検討してほしいのかということが書かれています。

必要であれば次回お出ししますが、この諮問理由説明の中で、「特に次代を担う子供たちの国語力の育成のための取組について、御検討をお願いします」と明確に書かれていて、それを受けて学校教育についても踏み込んで検討したわけです。その点で、あの答申は例外的な形で踏み込んだという部分があるんですね。常用漢字表の作成の時にも既に確認いただいたような形で学校教育についての考え方がまとめられていますので、基本はそのスタンスを今回も継続するということだと思うんですね。ただ、「これからの時代に求められる国語力について」の時には、国語力を伸ばすというのは学校教育を抜きにしては考えられないということが話の前提として最初からあったものですから、学校教育、国語教育の在り方についても検討したわけです。そういうことから言うと、検討すべき事情が特別にあったということで、さっき見ていただいた今回の漢字の諮問とは違う部分があるということは補足しておきたいと思います。

○林副主査

こういう問題を考えていくときに教育というのは大事だというのは大前提の中の大前提だと思いますから、これは最初からそういう視点を我々は軽んじているということは決してないと思うんです。手順として、まず分かりやすく読みやすい日本語を表記するためには、どの程度のどんな漢字が必要でしょうね、というところを定めておいて、それから、もしそうだとしたら教育という点で一体どういうふうなことができるんだろ

う、どういう対応が必要なんだろうと、それが2番目の問題になってくる、具体的にはですね。そういう手順の中での作業手順の一つですから、「いったん外しておいて」というのはそういうふうに読んでいただければと思うんです。これは決して教育のことを忘れていたり軽視しているということではない。むしろ逆にそういうことは一番大事なことだと、その前提で考えている。そういうふうに理解しておいて、また正式な文章がこれからいろいろな形で作られるだろうと思うけれども、その都度、その時点で御意見をお聞きしながら、最終的なところまで練り上げていくということで、よろしいのではないかなと思います。

○甲斐委員

そういう文言がどこかにちょっとあれば、委員は今度でまた交替するわけですから、次への送りとしては安心ですね。

○前田主査

文面としては、前期の国語分科会の時にいろいろ議論があつてああいう形になった。それが今回の議論の出発点になっているわけですね。その時に、既にいろいろ議論されて、その議論の結果ああいう形になったということは、国語教育についてのことを今のように重視しながら、しかしこの漢字表の検討に当たってはそれに基づいてやるのではない、国語教育のために漢字表を作るのではない。したがって、この次の段階で漢字表の案が出てきた時に、個別の字についてまた議論していくわけですし、字数の問題が出てくるわけですね。

今はかなり大まかにやっているわけですから、極端な場合には準常用漢字表も消えたわけではないわけです。そのときに、例えば2000字にしてほしいとか、それより超えたものは別の表を作ってやらざるを得ないというふうな議論が出てくるだろうと思うんですね。今の段階で、最初から現状の国語教育のことにとらわれていたのでは議論が進まないと思うんです。だから、以前の議論を経てまとめられたものに沿って考えていくというのが前提であると思うんですね。

この点では、文化審議会に、国語教育を重視することは当然ですがけれども、重視する場合にはこういうことが必要だということで、前期のまとめに異論を立てるという形が必要かどうかということが根本問題になると思うんですね、いかがでしょうか。

○松村委員

今、前田主査がおっしゃったことは、私もそのとおりだと思います。今回お聞きしたかったのは、配布資料2の5ページに書かれている①の前提となる共通認識がどういう形でこの文言の中に隠されているというか、ある場合には一言付け加えることができるかどうかということなんです。その共通認識があるということを、もう一度ここで確認していただければ、私はそれで結構だと思います。

ただ、意見を申し上げた背景は、先ほど甲斐委員がおっしゃった「これからの時代に求められる国語力について」の中に、「小学校の6年生までに常用漢字の大体が読めるように」という文言がありますから、今後、新常用漢字表が作られれば、それに義務教育は影響を大きく受けていくということは間違いないので、あの共通認識はとても大事なことだろうと思っています。必ずしも2000字が限界だと書けということではありませんので、了解いたします。

○前田主査

先ほど氏原主任国語調査官，林副主査がおっしゃったように，前提として国語教育を重視するという立場は既に認められているというふうにお考えいただけるなら，この文面についてはこの形でよろしいのではないかと思うんですが，いかがでしょうか。

○甲斐委員
結構です。

○前田主査
この配布資料2が提案になっていきますので，文面は，先ほど直していただいたような言い方にして，多少配慮が必要かと思えますけれども，それを提案するという事をお認めいただければと思います。（漢字小委員会了承）
それでは，予定の時間も過ぎておりますので，本日の漢字小委員会の議論は，ここまでにいたします。